

【 投薬 】

4 3 1 チクロピジン塩酸塩（冠動脈疾患等）の算定について

《令和 7 年 1 月 3 1 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するチクロピジン塩酸塩（パナルジン錠等）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 冠動脈疾患（不安定狭心症、安定狭心症、狭心症、虚血性心疾患）
 - (2) 内頸動脈狭窄症、脳動脈狭窄症
 - (3) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (4) 冠動脈瘤のある川崎病
- ② K 546 経皮的冠動脈形成術後におけるチクロピジン塩酸塩（パナルジン錠等）の算定は、原則として認められる。
- ③ 次の傷病名等に対するチクロピジン塩酸塩（パナルジン錠等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 心房細動
 - (2) 不整脈
 - (3) 心筋症、心不全
 - (4) 心臓弁膜症（僧帽弁膜症）
 - (5) 心肥大
 - (6) 血栓性静脈炎
 - (7) ペースメーカー装着患者
 - (8) ネフローゼ症候群
 - (9) 肺血栓塞栓症
- ④ K 555 弁置換術後におけるチクロピジン塩酸塩（パナルジン錠等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

チクロピジン塩酸塩（パナルジン錠等）は、血小板のアデニレートシクラーゼ活性を増強し血小板内 c AMP 産生を高めることで血小板凝集能・放出能を抑制し、血小板凝集抑制作用と抗血栓効果により、微小循環も含めた虚血性血管障害の発症及び再発予防並びに循環障害に伴う症状改善に有用である。当該医薬品の添付文書における効能・効果は、「血管手術および血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療ならびに血流障害の改善、慢性動脈閉塞症に伴う潰瘍、疼痛および冷感などの阻血性諸症状の改善、虚血性脳血管障害（一過性脳虚血発作（T I A）、脳梗塞）に伴う血栓・塞栓の治療」である。

①の傷病名及び②の病態では、血栓・塞栓形成が重要な発症要因であることから、当該医薬品の有用性は高い。

一方、③の傷病名や④の状態は、当該医薬品の必要性は低く、かつ適応外である。

以上のことから、①及び②の傷病名等に対する当該医薬品の算定は原則として認められ、③及び④の傷病名等に対する算定は原則として認められないと判断した。